






平成16年（行ウ）第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 市民オンブズパーソン栃木 外2名
被告 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

準備書面 1

2005（平成17）年4月20日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	大木 一	
同	同	米田 軍	
同	同	山口 益	
同	同	須藤 博	
同	同	若狭 昌稔	

第1 請求の趣旨の変更

請求の趣旨第2項を次のとおり変更する。

被告宇都宮市長が国土交通大臣に対し、湯西川ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

第2 請求の趣旨変更の理由

上記変更は、被告宇都宮上下水道事業管理者の「本件湯西川ダム使用権設定の申請は宇都宮市であって被告宇都宮水道事業管理者ではない。」との主張を受けて行なうものである。

第3 ダム使用権の設定を受けるべき地位について

ダム使用権は物権であり（特定多目的ダム法—以下「特ダム法」という20条）、ダム使用権設定予定者の地位は、特ダム法第7条に基づく建設負担金を対価として、このダム使用権を設定してその引渡を受けるべき地位であり、法的には物権引渡請求権とみるべきものである。

この物権引渡請求権は、地方自治法第238条第1項第4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」あるいは同項第7号「出資による権利」に該当するものである。

従って、被告宇都宮市長が、国土交通大臣に対し、湯西川ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠ることは、地方自治法第242条第1項の「財産」の管理を怠るものであるから、この怠る事実の確認を求める本訴請求は、適法なものである。

第4 訴状中の誤字等の訂正について

訴状中にある誤字等については、別紙正誤一覧表のとおり訂正する。

正 誤 一 覧 表

誤り	正
<p>第1 項目についての誤り</p> <p>1 7頁の(6)</p> <p>2 7頁の3</p> <p>3 15頁の(5)</p> <p>4 15頁の(6)</p>	<p>(4)</p> <p>4</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>
<p>第2 記述内容についての誤り</p> <p>1 被告宇都宮市水道事業管理者、また被告水道事業管理者</p> <p>(1) 請求の趣旨中のもの</p> <p>① 第1項</p> <p>② 第2項</p> <p>③ 3項</p> <p>④ 4項(1)</p> <p>(2) 請求の原因中のもの</p> <p>① 第1項(2)</p> <p>② 第3項(4)</p> <p>③ 第4項(2)のイ、ウ</p> <p>③ 第5項(4)、(5)</p> <p>④ 第7項中の2箇所</p> <p>2 5頁14～15行目の8億395</p> <p>9万4253円</p>	<p>被告宇都宮市上下水道事業管理者</p> <p>8億3929万3590円</p>

3	5頁下から2行目6億2886万7000円	6億2856万7000円
4	7頁5行目11億5705万1000円	10億2740万3852円
5	7頁5行目から6行目1億7587万3000円	1億5616万5705円
6	7頁7行目から8行目5046万3253円	5046万2590円
7	8頁5行目138条の1	138条の2
8	12頁2行目1994(平成6)年の22万4528m ³	1992(平成4)年の22万7810m ³
9	12頁3行目20万0862m ³	20万0936m ³
10	12頁下から9行目2020(平成32)年	2019(平成31)年
11	12頁下から8行目22万5900m ³	22万6000m ³
12	13頁15行目2万1250人	11万7647人
13	13頁21行目われければ	われなければ